

高浜市こども貧困対策会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へ連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」の防止を図るため、高浜市こども貧困対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮家庭並びに母子家庭及び父子家庭の子どもに対する支援の在り方、今後の支援の取組の方向性の検討
 - (2) 子どもの教育に関わる地域の関係者相互の情報共有及びネットワークの構築
 - (3) その他子どもの貧困対策について特に必要と認める事項
- (組織)

第3条 会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、子どもの貧困対策について見識を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉部地域福祉グループ及び介護保険・障がいグループが共同して処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。